

学校法人宮内学園

監査報告書

令和 年 月 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町2丁目5-1
会社名 (株)エグゼ
税理士 南野浩司 
電話 078-393-2870

会社所在地 高知市唐人町1番27番地
会社名
取締役社長 高木 義夫
電話 088-826-6007

- 1、監査日時 令和4年5月30日(月) 14時00分より
2、監査場所 当該 会議室
3、出席者 監事 南野 浩司 ・ 高木 義夫
立会人 宮内 マチ豪
学校会計 棕田 陽一 ・ 池田 知佐子 以上5名

監査報告

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法 第14条第3項の規定に基づく監査報告を行つた。平成25年5月29日付日本公認会計士協会 学校法人審査会 報告書第1376号に基づき、学校法人
の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)、計算書類、丁寧な資金収支計算書(人件費
又は内報書式会計)消費収支計算書及び償清引照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基金明細
表)について監査を行つた。この計算書類、作成責任者は理事長にあり、私たちは責任は独立の
立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般的に公正妥当と
認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準は私たちは計算書類に重要な差違の
表示が正しかったかの合理的な保証を得ることを求めていた。
監査は試査至落葉まで行われ、理事者が採用した会計方針及び適応方法並びに理事者が
よって行われた見積りの詳細を含む全般の計算書類の表示を検討することとした。私たちは
監査の結果として意見表明いたり、合理的な基礎を得てと判明した。私たちは上記、計算書類
が 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠し、学校法人宮内学園の令和4年
3月31日をもつて終了した会計年度、経理状況及び現在の財政状態を以下に重要な点に
おいて適正に表示しているものと認めらる。学校法人と私たとの間には、公認会計士法の規定に
よる記載すべき利害関係はない。

学校法人宮内学園

監査報告書

令和 年 月 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町2丁目5-1
会社名 (株)エガゼ
税理士 南野 浩司
電話 078-393-2870

会社所在地 高知市唐人町1番27番地
会社名
取締役社長 高木 義夫
電話 088-826-6007

- | | | | |
|---------|-----------------|-----------|--------|
| 1、 監査日時 | 令和 4年 5月 30日(月) | 14時 00分より | |
| 2、 監査場所 | 当該会議室 | | |
| 3、 出席者 | 監 事 | 南野 浩司 | 高木 義夫 |
| | 立 会 人 | 宮内 マーチ豪 | |
| | 学校 会計 | 椋田 陽一 | 池田 知佐子 |

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成25年5月29日付け日本公認会計士協会学校法人委員会報告等の告知数第1376号に基づき、学校法人の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の計算書類、すなわち賃金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）について監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保障を得ることを求めている。

監査は試査を基準として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判明している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人宮内学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経理状況及び現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。